

## 取引先各位

## 株式会社 益製作所

〒783-0064

高知県南国市宍崎308番地

TEL 088-862-2220

FAX 088-862-2832

代表 info@masuseisakusyo.com

経理 keiri@masuseisakusyo.com

## 電子手形取引要件について

拝啓、貴社益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き、厚くお礼申し上げます。下記の電子手形取引要件をご確認下さい。

- ①前年度および前々年度において年間取引600万円以上の取引があること。
- ②公正取引委員会および中小企業庁の要請により手形サイトは90日以内とする(可能な限り60日以内)。
- ③当社が了承した場合

上記の①②③の全ての要件を満たしている場合は、電子手形取引が可能と致します。

なお、要件を満たしていない場合であっても「当社が特別に了承した場合」は、今期のみ電子手形取引が可能とする場合がございます。

上記に関わらず以下の④⑤によって電子手形取引が認められない場合がございます。※

その場合は、銀行振込にてお支払いをお願いします。

※見積書内またはご注文後、7営業日以内にお知らせ致します。

- ④当社の手形割引枠の上限による調整が必要と思われる場合
- ⑤締め日の請求金額の合計(税込)が900万円を越える場合

※2023年9月1日ご注文分から適用させていただきます。

上記について理解致しました。

年 月 日

御社名(支店・営業所)	
御社担当者名(部署名・役職名・氏名)	
御社連絡先(メールアドレス)	

様式: 20230901-2

電子手形取引をご希望される場合は、当書面をメールにて当社にお送り下さい。